

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十九号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第四号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同号イ(3)中「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表第四号の二イ中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表第六号の二中「又は第一百一条の四第二項」を「、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第一項」に改め、同表第八号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表第十号イ中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表第十一号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号金額の欄にイとして次のように加える。

イ 準中型自動車免許に係る再試験

二千円（同法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）

別表第七号の表第十四号ニ(1)中「又は中型自動車免許に係る講習」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）」に、「四千六百五十円」を「四千百円」に改め、同号ニ(2)を同号ニ(3)とし、同号ニ(1)の次に次のように加える。

(2) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）

講習一時間につき

三千四百円

別表第七号の表第十四号又中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、

同号又(1)として次のように加える。

- (1) 準中型自動車免許に係る講習
講習一時間につき

二千五百円

別表第七号の表第十四号ヲ(1)を次のように改める。

- (1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(2)又は(3)に掲げるものを除く。)

四千六百五十円

別表第七号の表第十四号ヲ(2)中「講習」の下に「(5)又は(6)に掲げるものを除く。」を加え、「二千二百五十円」を「二千円」に改め、同号ヲ(2)を同号ヲ(4)とし、同号ヲ(1)の次に次のように加える。

- (2) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(同法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)
四千六百五十円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則で定める基準に該当するものにあつては、七千五百五十円)
- (3) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(同法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)
五千六百五十円

別表第七号の表第十四号ヲに次のように加える。

- (5) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(同法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)
二千円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則で定める基準に該当するものにあつては、四千三百円)
- (6) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(同法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)
二千四百円

別表第七号の表第十五号イ中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、同号ニを次のように改める。

- ニ 講習規則第二条第一項第一号の表二の項で定める基準に適合する講習

四千六百五十円

別表第七号の表第十五号金額の欄に次のように加える。

ホ	講習規則第二条第一項第二号の表一の項の規定による確認のための講習	二千六百五十円
ヘ	講習規則第二条第一項第二号の表一の項で定める基準に適合する講習	千五百円
ト	講習規則第二条第一項第二号の表二の項で定める基準に適合する講習	四千六百五十円
チ	講習規則第二条第一項第二号の表三の項で定める基準に適合する講習	七千五百五十円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。
(経過措置)
- 2 次の各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。)附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対する改正後の埼玉県公安委員会等が行う事務に關する手数料条例(次項において「新条例」という。)別表第七号の表の規定の適用については、同表第十一号イ中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表第十四号又(1)中「二千五百円」とあるのは「二千五百円」とする。
 - 一 改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の規定による普通免許を受けている者
 - 二 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者
- 3 改正法による改正後の道路交通法第百一条第一項の更新期間が満了する日(同法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対して行う講習に係る講習手数料及び特定任意講習手数料については、新条例別表第七号の表第十四号ヲ(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第十五号ニ、ト及びチの規定に

かわらず、なお従前の例による。